# 5 分野別の基本方針



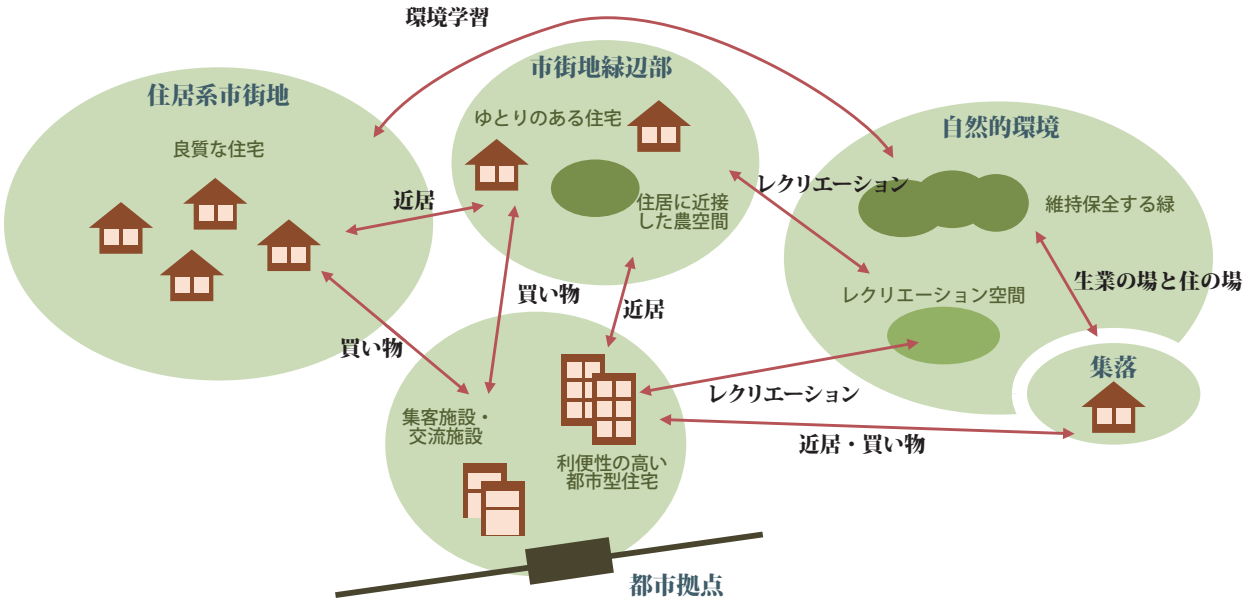
## 5－1　土地利用の方針

### 基本的な考え方

将来都市構造の実現を計画的に進めていくため、地域の特性に応じた土地利用のゾーニングを行います。

少子化・高齢化やそれに伴う人口減少などの都市づくりをめぐる潮流の中で、本市の都市づくりに活かしていく特性及び課題を踏まえ、今後は市街地において必要となる機能が全て整った土地利用を目指すのではなく、それぞれの地域の特性に応じて適切な機能を整備しつつ、ネットワーク化を図ることで相互に補完しあう機能補完連携型の土地利用を目指すものとします。

## 機能補完連携型の土地利用のイメージ




### 基本方針

市域の土地利用のベースとなる基本的なゾーンとして、市街地ゾーン、緑住ゾーン、緑農ゾーンの具体的な土地利用の方向性を示します。

| | |
|---|---|
| A 市街地ゾーン | **[住居系市街地]**<br>●低層住宅地区<br>●中高層住宅地区<br>●一般住宅地区<br>**[商業・業務系市街地]**<br>●商業業務地区<br>●近隣商業地区<br>●行政・福祉・医療地区<br>**[産業系市街地]**<br>●工業・物流地区<br>**[都市拠点市街地]**<br>●中心都市拠点検討地区 |
| B 緑住ゾーン | ●住農共生地区<br>●低密度住宅地区<br>●公益的施設誘導地区<br>● IC 周辺検討地区（緑住） |
| C 緑農ゾーン | ●農住共生地区<br>● IC 周辺検討地区（緑農） |



## A 市街地ゾーン

居住機能、生活支援機能、産業機能等の都市機能が周辺の緑と共生する市街地環境の形成に向けた土地利用を図ります。

### ［住居系市街地］

千葉ニュータウン地域、冨士地域、白井地域及び西白井地域の既成市街地の市街地特性に応じた適切な整備を図るとともに、ライフステージやそれぞれの嗜好に応じた多様なライフスタイルの受け皿となる住宅地を形成します。

**●低層住宅地区**

- ゆとりのある住宅地
- 身近な緑などのゆとりを感じる白井らしい新たな価値のある住宅地

**●中高層住宅地区**

- 近隣商業サービス機能との近接
- 千葉ニュータウン地域における団地内の既存緑地の活用と歩行者動線の拡充
- 住宅ストックの柔軟な活用による住宅機能の拡張

**●一般住宅地区**

- 地域コミュニティの維持
- 市街地整備による災害に強いまちづくり

### ［商業・業務系市街地］

都市のにぎわいづくりや生活を支える機能の集積に向けた土地利用を図ります。

**●商業業務地区**

- 結節性を活かした広域的な商業業務施設や、市全体を対象とした商業サービス機能等によるにぎわいのある土地利用の推進

**●近隣商業地区**

- 西白井駅周辺地区における駅勢圏を対象とした近隣商業サービス機能と居住機能が複合した土地利用の推進

**●行政・福祉・医療地区**

- 市役所を中心とした福祉・医療機能施設の集積による周辺地区の一体的な空間整備
- 多くの人が利用する都市施設の集積を契機とした交流機能の強化

［産業系市街地］

県内でも有数の内陸工業団地としての質の向上に向けた土地利用を図ります。

●工業・物流地区

・周辺地域への影響を抑えた、自然と共生した工業団地の形成

・工業団地の質の向上のための土地利用の誘導と操業環境の保全

［都市拠点市街地］

総合計画における将来都市構造に基づく都市拠点にふさわしい土地利用の誘導を図ります。

●中心都市拠点検討地区

・中心的な都市機能や交流機能などを集積する拠点の形成

**B 緑住ゾーン**

身近な緑に囲まれたゆとりを感じる白井らしい暮らしの場としての土地利用と梨園などの豊かな農地との共存により、自然と人の活動が親密な土地利用を図ります。

●住農共生地区（※ 2）

・梨園などの営農環境の保全

・集落周辺の自然を守りつつ、暮らしやすい環境整備（生活道路、生活排水処理等）の推進

・市街地縁辺部及び集落とその周辺での無秩序な宅地化の抑制と必要な基盤の整備

●低密度住宅地区

・地区に合った適当な整備による自然と共存したゆとりのある低層住宅地の形成

●公益的施設誘導地区

・行政・福祉・医療地区の集積にともなう来訪者の増加に応じた、民間活力によるにぎわいと交流が形成される施設の立地の誘導

・国道 16 号沿道における民間活力による商業・物流施設の立地の誘導

●ＩＣ周辺検討地区（緑住）

・ＩＣを活用した民間活力による多様な産業の受け皿づくりを進め、地域の振興に寄与する施設の立地の誘導





## C 緑農ゾーン

主要産業である農業と共生する土地利用を目指すと共に、市民に開かれた空間としての活用を図ります。

### ●農住共生地区（※3）

- 市を代表する自然風景の保全
- 地域の歴史や風土を継承する文化・景観的資源の活用
- 市街地縁辺部及び集落とその周辺での無秩序な宅地化の抑制と必要な基盤整備

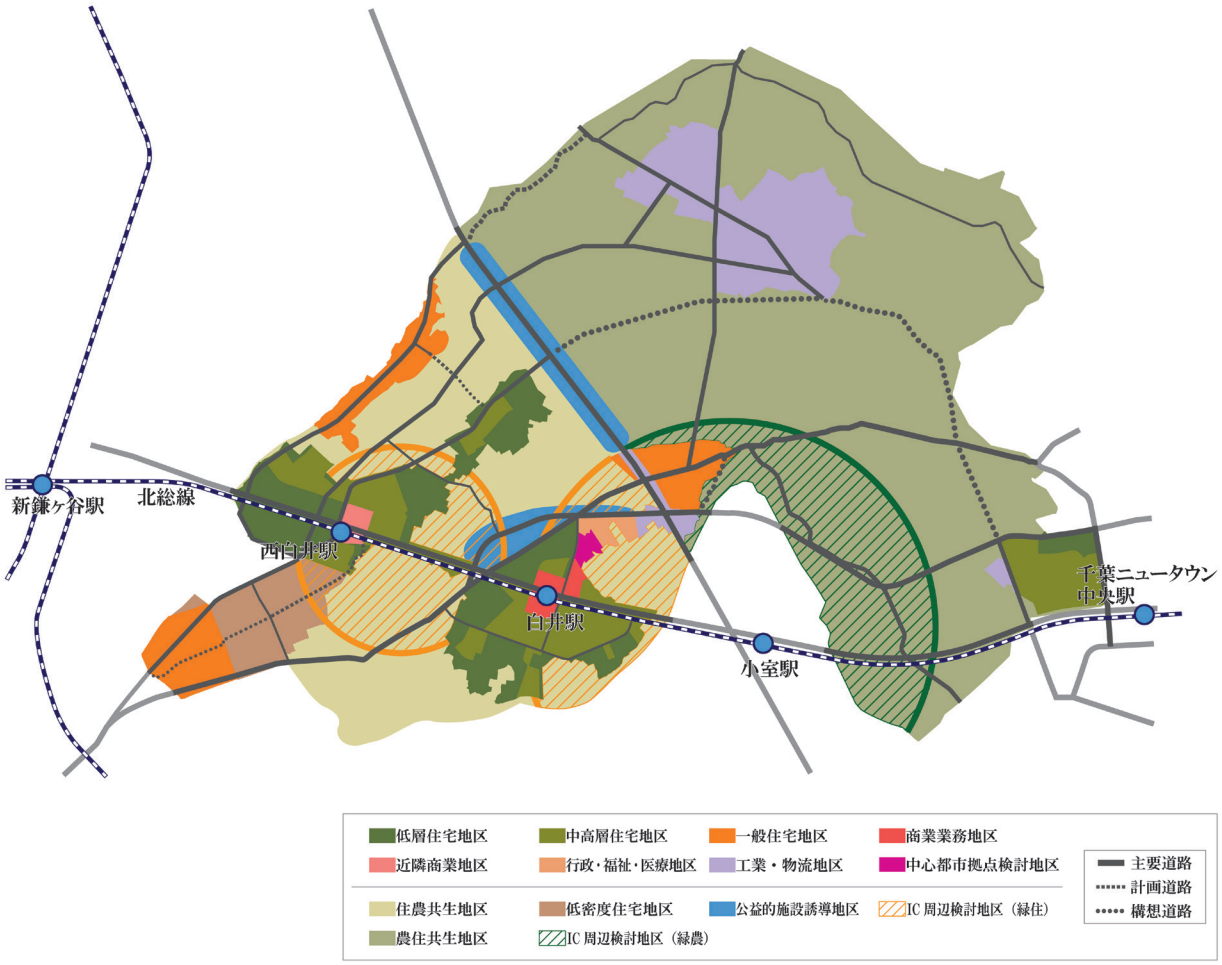
### ●ＩＣ周辺検討地区（緑農）

- ＩＣを活用した民間活力による 農と共生した多様な産業の受け皿づくりを進め、地域の振興に寄与する施設の立地の誘導

※２　住農共生地区は、現在の都市的土地利用と自然的土地利用の共存を図りながら都市的土地利用を抑制する地区です。

※３　農住共生地区は、樹林地や緑地・農地などの自然的土地利用を優先する地区です。

## 土地利用方針図



## ５－２　都市施設の整備方針

都市施設の整備方針として、交通体系、公園・緑地、河川、上下水道等及びその他の都市施設の整備及び維持管理に関する方針を定めます。

### ５－２－１　交通体系の整備方針

**基本的な考え方**

市内と広域との円滑な連携を進めるとともに、誰もが安全に移動できる空間と自然環境に対する配慮を目指します。

**1 子どもや障がい者、高齢者をはじめすべての人々が安心して外出でき、歩ける環境を目指し、それぞれの地区が持つ特性を活かした、安全で快適な道路環境の計画・整備**

**2 市民が移動する際の利便性の向上と公共交通網の充実**

**3 都市骨格である既存の幹線道路をより活かすための道路の充足とネットワーク化による交通の円滑な処理**

**4 道路状況の把握と適切な修繕・補修**

**基本方針**

●歩行者・自転車のネットワーク

**既存の緑道を活用した自転車利用環境の充実**

・千葉ニュータウン地域内に通る緑道のネットワーク化による、駅やサービス施設と各住戸が連続した、安全でかつ心地の良い自転車利用環境の充実とシェアサイクル等の導入の検討

**既存の車道における自転車通行環境の整備**

・主要車道における自転車レーン設置の検討









## ●公共交通のネットワーク

**バス**

・市内の路線バスについて、路線維持や増発等、バス路線の充実について事業者へ要請

・本市で運行している循環バスについて、交通弱者等が利用しやすい運行内容など、利便性の向上を図る

**鉄道**

・北総鉄道北総線の運賃対策、増便及び京成電鉄成田空港線（京成電鉄成田スカイアクセス線）の白井市内駅への停車と特急・急行の増便などを含めた利便性の向上についての要請

**その他の交通**

・バス、鉄道などの公共交通を補完するタクシーなどの準公共交通事業者などとの連携

## ●道路のネットワーク

「広域幹線道路」「地域間幹線道路」「都市幹線道路」「補助幹線道路」による道路のネットワークの形成を図ります。

なお、計画道路については計画的に事業を推進し、構想道路については計画化への検討を行います。

**広域幹線道路**

・広域間の連携を担う広域幹線道路について、整備の促進と適切な維持管理の要請

**地域間幹線道路**

・本市と近隣都市とを結ぶ幹線道路である地域間幹線道路の整備の要請

・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理の要請

| | | |
|---|---|---|
| ① | 国道 464 号 | 広域幹線道路 |
| ② | 国道 16 号 | |
| ③ | 一般県道千葉ニュータウン北環状線 | 地域間幹線道路 |
| ④ | 主要地方道市川印西線 | |
| ⑤ | 一般県道西白井停車場線／市道 00-007 号線／市道 00-016 号線／市道 00-017 号線／市道 00-018 号線 | 都市幹線道路 |
| ⑥ | （仮）木十余一線 | |
| ⑦ | 市道 00-020 号線 | |
| ⑧ | 市道 00-021 号線／市道 00-135 号線 | |
| ⑨ | 市道 00-001 号線 | |
| ⑩ | 市道 00-006 号線／市道 00-007 号線 | |
| ⑪ | 市道 00-136 号線 | |
| ⑫ | 市道 00-103 号線 | |
| ⑬ | 市道 00-003 号線 | |
| ⑭ | 市道 00-004 号線／市道 00-005 号線 | |
| ⑮ | 市道 00-102 号線 | |
| ⑯ | 市道 00-121 号線 | |
| ⑰ | 市道 00-012 号線／市道 00-013 号線／市道 00-014 号線 | |
| ⑱ | 市道 00 － 139 号線 | 補助幹線道路 |
| ⑲ | （仮）根七次台線 | |
| ⑳ | 市道 00 － 009 号線 | |
| ㉑ | 市道 00-137 号線／市道 00-002 号線 | |
| ㉒ | 市道 00 － 010 号線 | |
| ㉓ | 市道 00 － 129 号線 | |
| ㉔ | 一般県道白井停車場線／市道 00-015 号線 | |
| ㉕ | （仮）下長殿線 | |
| ㉖ | （仮）冨士南園栄線 | |
| ㉗ | 市道 00-111 号線 | |
| ㉘ | 市道 12-002 号線 | |

**都市幹線道路**

・市内の骨格を形成する都市幹線道路の整備
・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理と適切な維持管理の要請

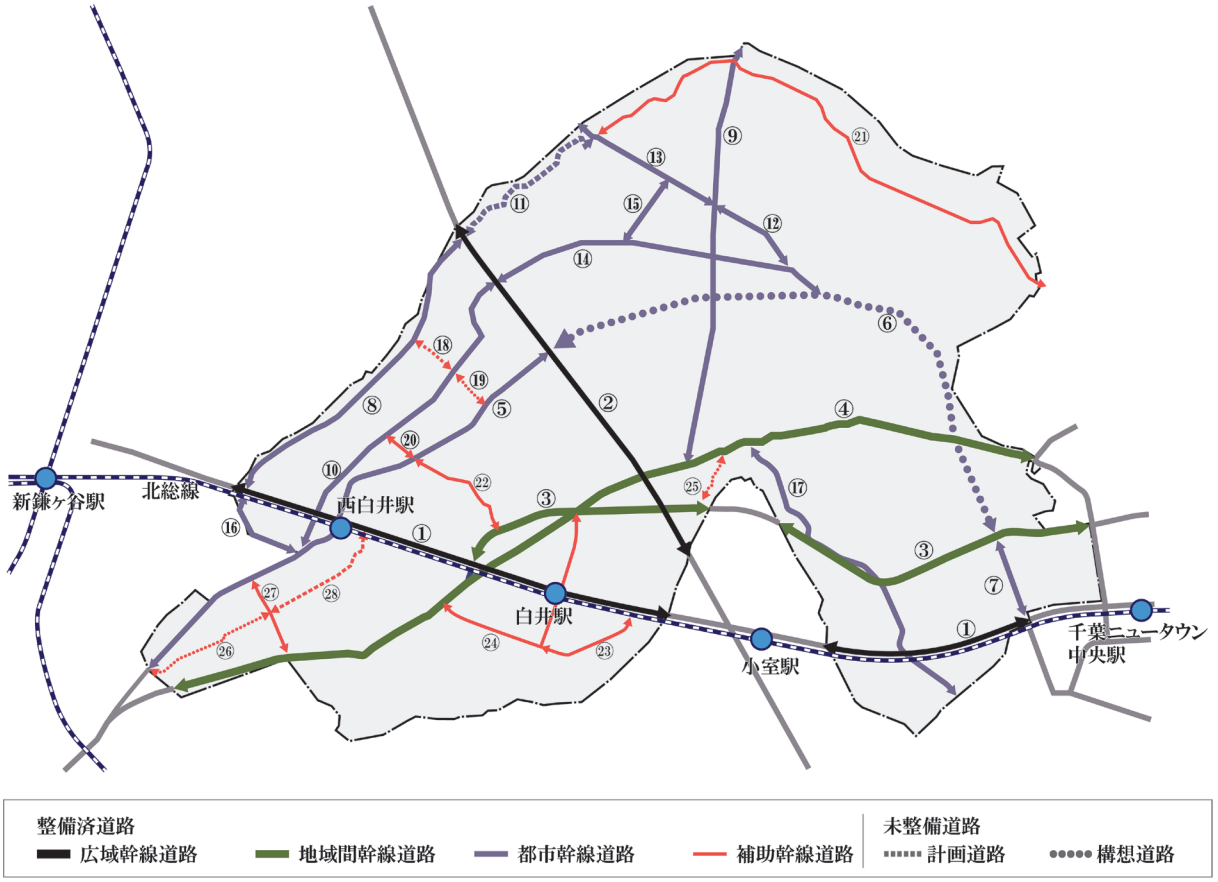
**補助幹線道路**

・都市幹線道路を補完し、地区内の円滑な通行・連携を支える補助幹線道路の整備
・通行性や安全性を確保するための適切な維持管理

## ●道路の適切な維持管理

・国・県道などの幹線道路への適切な道路修繕・補修に関する関係機関への要請
・市道についての道路、橋梁、付属物の状況把握（点検）及び修繕・補修
・街路樹などの生活環境や景観に配慮した適切な維持管理

### 道路ネットワーク方針図





## ５－２－２　公園・緑地の整備方針

### 基本的な考え方

都市公園や都市緑地等の緑地の計画的な創出により、レクリエーション機能及び防災機能、景観形成機能などを伴った、市民が健康に暮らせる都市環境の形成を図ります。

また、公園・緑地の維持、管理、活用に際しては、市民と行政の協働を促進します。

**１ 市による都市公園等の整備と民有地の緑化の誘導等による豊かな緑地の創出**

**２ 市民との協働による持続的なパーク・マネジメントの推進**

### 基本方針

#### ●公園・緑地の創出

**都市公園**

・緑が不足している既成市街地における積極的な公園等の整備による居住環境の向上

・既成市街地と市街地縁辺部の周辺住宅地等を含めた公園整備の検討

**緑地・緑道**

・公園機能を補完するポケットパーク等の身近な公共空地の創出

・市街地と周辺地域との緩衝緑地としての役割を担っている緑地の保全

**敷地内の緑**

・良好な街並み景観の形成や施設緑化の手本となることを目指した、公共公益施設での積極的な緑化促進

・店舗のオープンスペースや住宅の敷地などの民有地での緑化普及による良好な生活空間の創出

## ●公園・緑地のマネジメント

**公園の維持管理**

・緑の情報提供や広報活動等による市民の緑に対する意識の醸成
・市民による公園緑地等の維持・管理を目指した組織の検討とその育成
・事故防止や防犯の視点から安全が保たれるような適切な維持管理
・公園施設の計画的な機能充実や補修

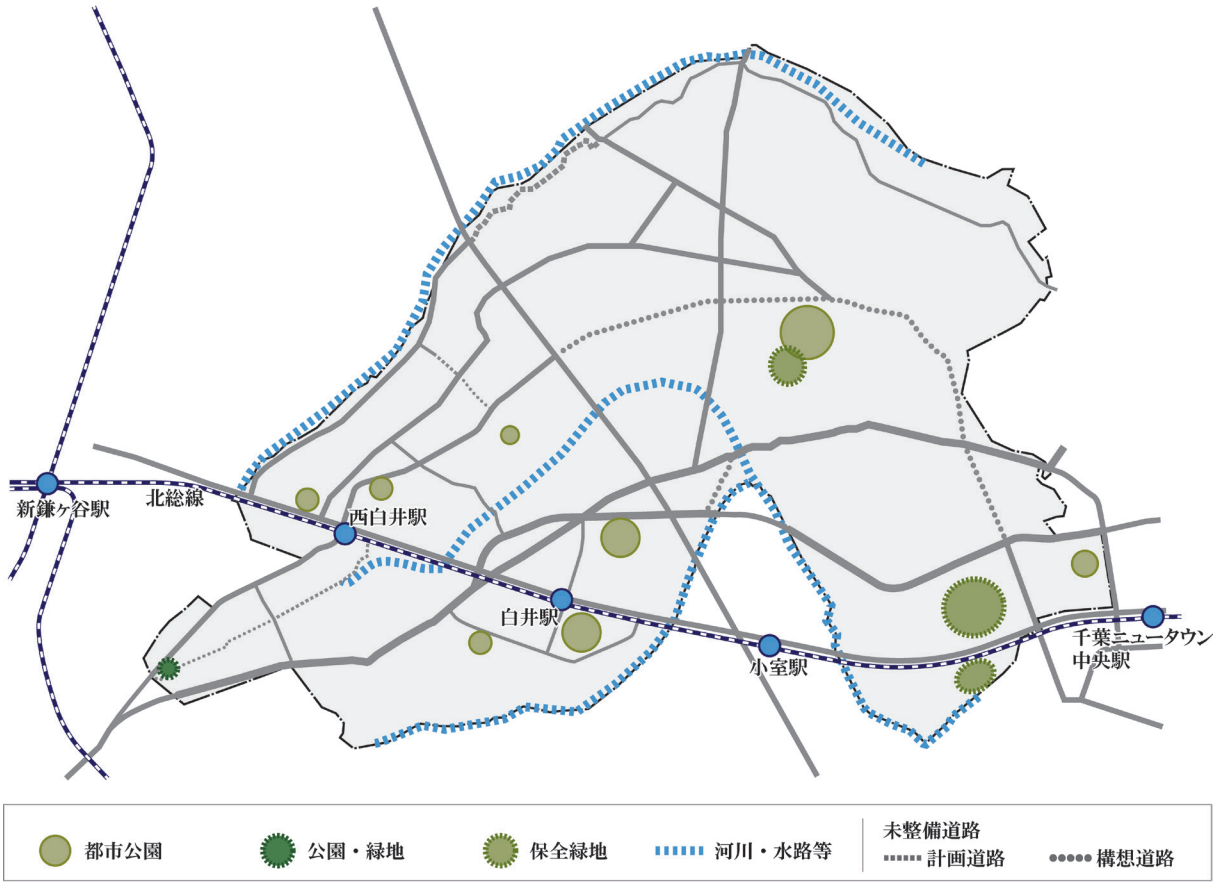
**既存の緑を活用した小さな拠点づくり**

・里山や雑木林などの既存の緑を活用した、憩いの場や環境学習の場の整備の検討

**市民の主体的な利活用の促進**

・公園・緑地などでのイベント開催などへの柔軟な対応
・公園・緑地が市民活動等の場となるよう積極的な活用の促進

## 公園・緑地の整備方針図



## ５－２－３　河川・上下水道等の整備方針

### 基本的な考え方

公共下水道の計画的な整備を推進し、公衆衛生の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図ります。

また、基盤整備として、市民の健康で文化的生活を支えるとともに、各種の産業活動や都市機能を維持するばかりではなく、地下水汚染や地盤沈下等も考慮し、上水道施設の充実を図ります。

河川･水路については、治水機能を高めていくとともに、景観や水質、自然環境等に配慮した市民の憩いの場として、安全でかつ親水性を備えた水辺空間づくりを推進・要請します。

**1 防災対策と共に、災害時における救援対策を考慮した安心・安全の向上**

**2 現在計画策定されている下水道整備などの都市施設整備の推進**

**3 自然環境の保全から環境負荷の軽減を念頭においた都市施設整備**

### 基本方針

**●河川・水路**

・治水機能の向上の要請

・憩い・自然学習の場としての、安全な親水空間づくりの推進

・周辺市や関係機関との調整に基づく河川改修や調整池の活用

・近年増加するゲリラ豪雨等の対策を視野に入れた雨水排水施設の整備促進



## ●下水道

- 公共下水道の計画的な整備の推進
- 汚水整備が困難な区域における、合併処理浄化槽による汚水の適正処理の促進
- 既成市街地における浸水防除を図るため、雨水排水施設整備を計画的に推進
- 施設の老朽化・耐震化対策として「長寿命化計画」の策定による計画的な改修や適切な維持管理
- 非常時に対応できる危機管理対策の推進

## ●上水道

- 全市給水を図るため水源の確保、配水施設整備の計画的な推進
- 水質管理等を基本とした県営水道・市営水道による安全・安心な水の安定供給
- 施設の老朽化・耐震化対策として「長寿命化計画」の策定による計画的な改修や適切な維持管理
- 非常時に対応できる危機管理対策の推進
- 市民の節水に対する意識醸成



## ５－２－４　その他の都市施設の整備方針

### 基本的な考え方

市民が健康に、安心して、安全に生活できる都市環境を目指し、社会状況やライフスタイルの変化に対応した都市施設の整備を推進します。都市施設を整備する際には、高齢社会に向けたバリアフリーへの対応と、環境に対する影響に配慮しながら進めます。

**1　持続的な都市の運営を前提とした、シビルミニマムの達成**
**2　ライフサイクルコストの観点からの計画的な維持管理（長寿命化）及び更新**
**3　防災性の高い施設整備による安心できる都市づくり**
**4　バリアフリーと環境負荷の軽減を念頭においた都市施設整備**

### 基本方針

#### ●ごみ処理施設

・印西地区環境整備事業組合が策定した「印西地区ごみ処理基本計画」に基づく一般廃棄物処理施設の整備促進及び適正な施設の維持管理

#### ●生活関連施設等

・老朽化に対応した施設の再編及びバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた改修などの検討
・公共公益施設の複合化やネットワークの強化による施設の有効利用と機能向上
・高齢社会に対応した保健・福祉・医療関連施設の充実
・児童生徒数の動向などに対応して、必要となる学校教育施設の改修等の検討



## ５－３　都市環境の形成方針

都市環境の形成方針として、住環境の整備及び自然的環境の保全・活用についての方針を定めます。

### ５－３－１　住環境の整備方針

**基本的な考え方**

自然が身近にあり、生活の快適さを感じることができる住環境の整備を推進するとともに、豊かなコミュニティの育成を図ります。

**１　ゆとりを感じられる白井らしい豊かな住環境の実現**

**２　計画的な住環境整備の誘導**

**基本方針**

**●地域の資源を活かした快適な住宅・住環境の整備**

- 菜園付き住宅など、身近な緑を付加価値とした白井の魅力を活かした住環境の整備
- 緑と近接した住環境の保全
- 地区計画、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画などによる良好な住環境の保全の推進
- リフォーム支援等による良質な住宅の供給促進

**●市街化調整区域の土地利用**

- 平成 24 年度に策定した「白井市　市街化調整区域の土地利用方針」を踏まえ、地区計画、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画などによる良好な住環境の形成と合理的な土地利用の誘導

**●成熟したニュータウンへの対応**

- 先行事例などの研究により想定される課題と将来を見据えた有効な対策の検討
- 分譲マンション管理水準の一層の向上のため、専門家の仲介等を支援
- 分譲マンションの老朽化対策等の将来的リノベーション等のため、調査・研究を支援
- 空き家の適正管理の推進やその利活用の検討



## ５－３－２　自然的環境の保全・活用方針

### 基本的な考え方

白井市では原風景としての豊かな自然的環境の保全・活用を進めていきます。

「白井市環境基本計画」と連携し、低炭素社会、循環型社会の形成を目指して、地球環境、生物多様性などに配慮した都市づくりを進めます。

**１　都市のうるおいや保水等の緑が有する多様な機能の保全に努める**

**２　市民の環境に関する取組み意識の醸成**

**３　公共交通機関や自転車等が利用しやすい都市空間の形成**

### 基本方針

**●緑の環境**

・樹林地などのゆとりを感じられる白井らしい緑の環境の保全

・環境学習、レクリエーションなど市民活動の場としての里山の保全整備

・自然環境に対する市民意識の醸成、及び緑地保全活動等の促進





### ●水辺の環境

- 健全な生態系が形成・循環する空間としての河川と周辺緑地の保全
- 河川沿いの散策路など自然のうるおいを享受できる空間の形成
- 水系を考慮した湧水地や涵養林との一体的保全
- 水辺の保全・活用に関する市民活動の普及

### ●市街地の環境

- 都市の環境に対する市民意識の醸成と市民の主体的活動の普及
- 居住環境を害するおそれのある土地利用変更や建築行為等の防止や改善の誘導
- 再生可能エネルギーの導入･利用促進、既存エネルギーの高度利用、省エネルギー設備の整備

### ●田園の環境

- 農地や自然空間と一体となった地域の保全
- 歴史的な文化財等と一体となった緑地の保全
- 自然・田園風景に対する市民意識の醸成





## 5－4　都市景観の形成方針

### 基本的な考え方

白井市の都市景観は、計画的に形成された市街地や市民の都市活動の積層による市街地景観と営農活動により育まれてきた田園景観で構成されており、平成 25 年度に提言された「白井市景観基本計画提言書」を踏まえ、白井市の景観特性を活かしながら、魅力ある景観形成を推進します。

**1 本市の景観特性を感じることのできる空間形成を目指した計画的な景観誘導**

**2 市民の景観に関する取組みへの意識の醸成**

**3 ゆとりある都市環境・都市景観形成を目指し、都市景観条例等の導入の検討**

### 基本方針

#### ●市街地景観

- 中心都市拠点、生活拠点における本市の“顔”としての拠点景観の形成
- 千葉ニュータウン地域における計画的に開発された市街地の良好な景観保全とまちの成熟化による深みのある景観形成
- 既成市街地におけるゆとりある居住環境形成に向けた都市景観整備の促進
- 都市の環境や景観に対する市民意識の醸成
- 居住環境を害するおそれのある土地利用変更や建築行為等の防止や改善の誘導
- 幹線道路沿道における、都市景観形成等を考慮した屋外広告物の誘導

#### ●田園景観

- 農地や自然空間と一体となった原風景の保全
- 生活や営農など地域文化とともに培われてきた文化的景観の保全
- 自然・田園風景に対する市民意識の醸成

## ５－５　都市防災の方針

### 基本的な考え方

白井市は、これまで大きな災害などの少ない地域ではありますが、東日本大震災の発生などを受け、安寧のあるくらしを持続すべく「白井市地域防災計画」と連携し、災害に強い安全な都市づくりを推進していきます。

**１　災害に強い都市づくりの推進**
**２　減災の視点からの対策の推進**
**３　自助・共助・公助の連携による防災の推進**

### 基本方針

**●災害に強い都市づくり**

・防災活動拠点の耐震化及び電源や熱源の多重化等 による都市施設の安全化
・耐震改修促進計画に基づいた一般建築物の安全化
・道路・都市公園の整備、緑地・農地の保全による防災空間の確保
・避難場所・避難所の指定や避難所等の整備による避難収容体制の確保
・市街化調整区域の整序による安全な市街地の誘導

**●自主防災活動の推進**

・自主防災組織による地域に応じた防災活動の推進
・市民主体の防災まちづくりへの支援
・市民の防災への意識醸成
・市内の企業による防災活動との連携



# 都市づくりの戦略プランと分野別基本方針の関係図

| | | | 分野別の基本方針 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 交通体系の整備 | | | | 公園・緑地の整備 | | 河川・上下水道等 | |
| | | | 土地利用方針 | 歩行者・自転車のネットワーク | 公共交通のネットワーク | 道路のネットワーク | 道路の適切な維持管理 | 公園・緑地の創出 | 公園・緑地のマネジメント | 河川・水路 | 下水道 |
| 都市づくりの戦略プラン | 暮らしやすい都市づくり | 多様な暮らしを受け入れられる住環境整備 | | | | | | | | | |
| | | ゆとりある住環境モデルの検討と実現のための環境整備 | ● | | | | | | | | |
| | | 白井駅周辺、市役所周辺の中心都市拠点及び西白井駅周辺の生活拠点における拠点機能の充実 | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| | | 職住近接を促進する白井工業団地の操業環境の充実 | ● | | ● | ● | ● | | | | |
| | | 自然を享受できる住環境づくり | ● | ● | | | | ● | ● | | |
| | | 集落での伝統的な文化を継承する住環境の維持・保全 | ● | | | | | | | | |
| | | 既存の公園や広場などの公共施設の多様な活用が可能となる環境整備 | ● | | | | | ● | ● | | |
| | | 多世代近居の住環境整備 | | | | | | | | | |
| | | 市街地に隣接する地域での計画的な土地利用の誘導 | ● | | | ● | | | | ● | ● |
| | | 空き家のリノベーションによる活用促進 | ● | | | | | | | | |
| | | 子育て支援施設の整備 | ● | ● | | | | | | | |
| | | 集落での生活環境の維持と新たな呼び込みを図る環境整備 | ● | | ● | ● | | | | ● | ● |
| | 緑が包む都市づくり | 緑の風景の保全と継承 | | | | | | | | | |
| | | 農業施策と連携した田園風景の保全 | ● | | | | | | | | |
| | | 市街地の背景となる雑木林の保全 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 地域で親しまれてきた古木や樹林の保全や活用 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 建物や敷地内での緑化誘導 | ● | | | | | | | | |
| | | 駅前など多くの人の目に触れる緑の整備 | ● | | | | | | | | |
| | | 緑に触れる空間の整備 | | | | | | | | | |
| | | 里山などを活かした癒やしの空間整備 | ● | | | | | ● | | ● | |
| | | 緑道のネットワーク化による緑の回廊整備 | ● | ● | | ● | | ● | | | |
| | | 地域内の緑の資源の発掘 | ● | | | | | ● | | | |
| | | 市民の意見を取り入れた公園のリニューアル | ● | | | | | | ● | | |
| | | 農業施策と連携した都市農業における緑を活用した空間整備の誘導 | ● | ● | | | | ● | | | |
| | | 緑を活かしたにぎわいづくり | | | | | | | | | |
| | | 農地を風景として見せる場の整備 | ● | | | | | ● | ● | | |
| | | 幹線道路沿道などでの緑の景観形成の誘導 | ● | | | | ● | | | | |
| | | 駅周辺や公園などで農産物の販売ができる空間の整備 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 農地の緑地としての機能に着目した緑のネットワーク化 | ● | | | | | ● | | | |
| | 拠点がつながる都市づくり | 拠点づくり | | | | | | | | | |
| | | 白井駅周辺、市役所周辺の中心都市拠点や西白井駅周辺の生活拠点での商業機能の強化と交流空間等の整備 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 白井工業団地内外のアクセス機能の充実 | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| | | 公益的施設誘導地区における新たな商業・物流拠点の創出と交流空間等の整備誘導 | ● | ● | | | | | | | |
| | | 交流の場づくり | | | | | | | | | |
| | | 公園や緑地の活用が可能となるような環境整備 | ● | ● | | | | ● | ● | | |
| | | 地区の拠点である既存施設の交流機能の充実 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | |
| | | 拠点・交流の場のネットワーク | | | | | | | | | |
| | | 計画道路の整備と構想道路の計画化 | ● | | | | | | | | |
| | | 集落内の生活道路の整備 | ● | ● | | ● | ● | | | | |
| | | 公共交通について利便性向上の促進 | ● | | ● | ● | | | | | |

| | 分野別の基本方針 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| の整備 | その他の都市施設の整備 | | 住環境の整備 | | | 自然的環境の保全・活用 | | | | 都市景観の形成 | | 都市防災 | |
| 上水道 | ごみ処理施設 | 生活関連施設等 | 地域の資源を活かした快適な住宅・住環境の整備 | 市街化調整区域の土地利用 | 成熟したニュータウンへの対応 | 緑の環境 | 水辺の環境 | 市街地の環境 | 田園の環境 | 市街地景観 | 田園景観 | 災害に強い都市づくり | 自主防災活動の推進 |
| | | | ● | ● | | | | ● | | | | | |
| | | ● | | | | | | | | ● | | ● | |
| ● | | | | | | ● | | | | | | ● | |
| | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| | | | ● | | | ● | ● | | ● | | ● | | |
| | | ● | | | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| ● | | | | ● | | ● | | ● | | ● | | ● | |
| | | ● | ● | | ● | | | | | | | | |
| | | ● | | ● | ● | | | | | | | | |
| ● | | | | | | | | | ● | | | | ● |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ● | | | ● | | ● | | |
| | | | | | | ● | | | | | | | |
| | | | | | | ● | | | | | | | |
| | | | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | | |
| | | | | | | | | ● | | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ● | | | ● | ● | | | | | | |
| | | | | | ● | | | | | ● | | ● | |
| | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | | | | |
| | | | | | | | ● | ● | | | | | |
| | | | ● | ● | ● | | | ● | | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ● | ● | | ● | | ● | | |
| | | | | ● | | ● | | ● | | | ● | | |
| | | ● | | | | | | ● | | | | | |
| | | | | ● | | ● | | ● | ● | | ● | ● | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | ● | ● | | ● | | | ● | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | ● | | | ● | | | ● | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ● | | | ● | ● | | | | | | |
| | | ● | | | ● | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |